

一、定額日給増額ノ件

イ、職工側要求通り六割増給ヲ容認ス、

但シ従来支給セル臨時手當中四割ハ職工
一般ニ対シ本年六月迄支給スルモ六割ノ
手當ハ支給セズ、

ロ、請負制度ニ依ル者ニ対シテハ従来ノ六割

ノ臨時手當ハ支給サレザルヲ以テ減收ト

ナルカ故ニ之レニ代フルニ請負手當トシ

テ現定額日給ノ六割ヲ支給ス、

ハ、出張試験工ニ対シテハ出張手當トシテ十

割ヲ支給ス、

ニ、以上總テ本年三月一日ヨリ実施スル事、

ホ、一般職工ニ対スル四割ノ臨時手當並ニ請

負職工ニ対スル六割ノ請負手當ハ總テ
六割ヲ増給セザル即チ現在ノ定額日給
ヲ以テ計算シタルモノヲ支給スル事、
ニ、退職手當ノ問題ハ前回左様ナリ、

右及申(通)報候也